

大正十二年二月二十一日

衆議院議長 畠谷義三

内閣總理大臣 男爵加藤友三郎殿

卷之三

宋  
卷之三

0 0 0 0 6 9

衆乙八二

# 內閣總理大臣

大正九年六月廿二日

內閣書記官長  
李密

記官

法制局長官

文部大

遞信大臣

外務大臣  
ノルマニ

大藏大臣

司	海
汝	軍

大臣

文部大臣

臣  
某

遞信大臣

別紙内務大臣請議衆議院送付明治  
節制史請願件

ヲ審査スルニ右請願ニ對スル同大臣ノ意見ハ相  
當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通閣議決定セラレ可

然ト認ム

指 令 案

明治節創定請願件請議ノ通

大正十三年六月二十五日

法 制 局

内務省文書第一號



明治節創定請願

新潟市野本恭八郎呈出

右 請願、要旨ハ

明治天皇仁聖、御神風洽ク  
中外ニ宣揚レ國運益進展レ  
テ止マサルハ億兆ノ均シク  
讚仰シ奉ルトヨロナリ依テ  
其御盛業ヲ永遠ニ仰慕シ

衆乙  
八二

明治天皇ノ御降誕アテセラ  
レタル十一月三日ヨ以テ明  
治節ト名ケ邦家ノ一大祝日  
トセラレタレト謂フニ在リ  
テ衆議院ニ於テハ其ノ趣旨  
ヲ至當ナリト認メ採擇入ヘ  
キモノト議決シタルモノナナ  
リ依テ審案入ルニ帝國臣民

明治天皇ノ御懿徳ヲ慕ヒ其

ノ御降誕日ヲ祝シ奉ルヘキ  
コトハ勿論ノ儀ナルモ今直  
ト名ケ邦家ノ一大祝日ト定  
ムニ付テハ慎重ナル考慮  
ヲ要スルモノアルヲ以テ急  
速詮議相成リ難クト認ム  
右閣議ヲ請フ

大正十二年六月二十日

内務大臣水野 錬太郎



内閣總理大臣男爵加藤友三郎殿

追テ本件ハ宮内大臣ニ打合濟ニ有  
之候為念申添候也

意見書

(請願文書表第二二號)

(請願特別報告第七號)

明治節創定ノ請願

長岡市觀光院町九百七十五番地平民無職野本恭八郎呈出(紹介議員)

木村清三郎君)

右請願ノ要旨ハ 明治天皇仁聖ノ神風治ク中外ニ扇揚シ國運益進展シテ止マサルハ億兆ノ均シ  
ク讚仰シ奉ルトコロナリ依テ其ノ御盛業ヲ永遠ニ仰慕シ奉ラムカ爲 明治天皇ノ御降誕アラセ  
ラレタル十一月三日ヲ以テ明治節ト名ケ邦家ノ一大祝日トセラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依  
リ別冊及御送付候也

大正十二年二月二十一日

衆議院議長 紲谷義三



大正十二年六月二十二日 内閣總理大臣 男爵加藤友三郎殿

衆議院書記官長 寺 田 榮



衆乙一八一

大正十二年六月二十二日

内閣書記官長

内閣書記官

内閣總理大臣

法制局長官

外務大臣

大藏大臣

海軍大臣

文部大臣

遞信大臣

内務大臣

陸軍大臣

司法大臣

農商務大臣

鐵道大臣

別紙 大藏大臣請議衆議院送付調査  
地價特別修正、請願ノ件

ヲ審査スルニ右請願ニ對スル同大臣ノ意見ハ相  
當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通閣議決定セラレ可